

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年7月31日

【発行者名】 クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ
(Credit Suisse Fund Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ルドルフ・コーメン
(Rudolf Kömen, Director)
取締役 ダニエル・シエプマン
(Daniel Siepman, Director)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2180、ジャン・モネ
通り5番
(5, rue Jean Monnet, L-2180 Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディン
グ
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 廣 本 文 晴
弁護士 坂 東 慶 一
弁護士 星 千 奈 津

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディン
グ
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
CSインベストメント・ファンズ・12
ークレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・イール
ド・USD
ークレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・バラン
ス・USD
ークレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・グロ
ース・USD
(CS Investment Funds 12
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】**無記名式無額面受益証券**

上限見込額は以下のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

- ① クラスB米ドル（acc）受益証券 1,000,000,000米ドル
（113,570,000,000円）を上限とする。
- ② クラスBH円建て（acc）受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

- ① クラスB米ドル（acc）受益証券 1,000,000,000米ドル
（113,570,000,000円）を上限とする。
- ② クラスBH円建て（acc）受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

- ① クラスB米ドル（acc）受益証券 1,000,000,000米ドル
（113,570,000,000円）を上限とする。
- ② クラスBH円建て（acc）受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年9月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.57円）による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年11月22日をもって提出した有価証券届出書（平成30年12月4日付および平成30年12月27日付訂正届出書により訂正済み。）の記載事項について、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（3）管理報酬等」の記載、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（4）その他の手数料等」の記載、「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況、1 管理会社の概況、（2）会社の機構」の記載、「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」の記載を修正するため、本訂正届出書を提出します。本訂正届出書記載の修正内容は、別途記載される場合を除き、令和元年8月1日より適用されます。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

訂正前の記載はありません。

<訂正後>

「管理報酬」と「保管受託銀行の報酬」との間に、以下の記載を追加します。

為替ヘッジ報酬

サブ・ファンドの代替通貨建てクラスについては、年率0.10%を上限とする年次の為替ヘッジ報酬が、英文目論見書に定めるところに従い適用され、かかる報酬は為替ヘッジ・エージェントとしてのクレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）リミテッド（クレディ・スイス・グループの関連会社である。）に対して支払われる。為替ヘッジ・エージェントは、適切なヘッジ・ポジションの決定及び為替取引の実施を含む為替ヘッジの実施を行う。為替ヘッジ報酬は、該当する代替通貨建てクラスの純資産額を計算する際に、その平均純資産額に対する時間按分により、計算される。なお、為替取引の相手方当事者から請求されるマージン・スプレッドは、為替ヘッジ報酬には含まれない。

為替ヘッジ報酬の上限は次のとおりである。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

該当なし

クラスBH円建て（acc）受益証券

当該クラスの純資産価額について上限0.10%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

該当なし

クラスBH円建て（acc）受益証券

当該クラスの純資産価額について上限0.10%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル（acc）受益証券

該当なし

クラスB門建て（acc）受益証券当該クラスの純資産価額について上限0.10%**（４）その他の手数料等**

<訂正前>

ファンドは、英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、上記以外に下記の経費を負担するものとする。

- a) ファンドに課税される、資産、収益および費用に関して支払うべき一切の税金
- b) 証券およびその他の資産の売買に係る一切の経費（特に、標準的な仲介手数料、清算口座維持手数料、清算プラットフォームにより請求される手数料および銀行手数料を含む。）
- c) 受益証券クラスヘッジの取引相手方により請求されるマークアップ手数料。受益証券クラスヘッジは、英文目論見書に定めるところに従い、受益者の最善の利益のために行われ、一または複数の代替通貨建てで発行される受益証券クラスに適用される。
- d) 登録国における支払事務代行会社、名義書換事務代行会社および授權代理人に支払うべき報酬（支払事務代行会社については、特に、利払手数料）
- e) ファンドに提供される販売業務およびその他のサービスで本項に記載のないものについて発生したその他一切の手数料。特定の受益証券クラスについては、管理会社がかかる報酬の全額または一部を負担する場合がある。
- f) デリバティブ取引に関する担保管理について発生した手数料
- g) 管理会社または保管受託銀行が受益者のために講じた措置により負担した費用（法律上の助言に関するものを含む。）
- h) 約款およびファンドに関するその他の文書（ファンドまたは受益証券の募集に関連して必要となる、すべての政府当局および証券取引所（現地の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、主要投資家情報文書、英文目論見書または約款を含む。）の作成、預託および発行に係る経費。あらゆる必要な言語による受益者向けの年次報告書および半期報告書の印刷および配布に係る経費、ならびに上記当局の関連する法律または規制により義務付けられたその他一切の報告書および文書の印刷および配布に係る経費。帳簿の維持および日次純資産価額の計算に係る経費（年率0.10%を超えないものとする。）。受益者に対する公告（受益者に対する価格の公告を含む。）に係る経費。ファンドの監査人および法律顧問に係る報酬および経費、その他一切の類似する運営費用、ならびに受益証券の募集および販売に関連して直接発生するその他の費用（ファンド受益証券の販売促進を行う際に使用される上記の文書または報告書の印刷に係る経費を含む。）。宣伝広告に係る経費も請求される場合がある。

（略）

<訂正後>

ファンドは、英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、上記以外に下記の経費を負担するものとする。

- a) ファンドに課税される、資産、収益および費用に関して支払うべき一切の税金
- b) 証券およびその他の資産の売買に係る一切の経費（特に、標準的な仲介手数料、清算口座維持手数料、清算プラットフォームにより請求される手数料および銀行手数料を含む。）
- c) 登録国における支払事務代行会社、名義書換事務代行会社および授權代理人に支払うべき報酬（支払事務代行会社については、特に、利払手数料）

- d) ファンドに提供される販売業務およびその他のサービスで本項に記載のないものについて発生したその他一切の手数料。特定の受益証券クラスについては、管理会社がかかる報酬の全額または一部を負担する場合がある。
- e) デリバティブ取引に関する担保管理について発生した手数料
- f) 管理会社または保管受託銀行が受益者のために講じた措置により負担した費用（法律上の助言に関するものを含む。）
- g) 約款およびファンドに関するその他の文書（ファンドまたは受益証券の募集に関連して必要となる、すべての政府当局および証券取引所（現地の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、主要投資家情報文書、英文目論見書または約款を含む。）の作成、預託および発行に係る経費。あらゆる必要な言語による受益者向けの年次報告書および半期報告書の印刷および配布に係る経費、ならびに上記当局の関連する法律または規制により義務付けられたその他一切の報告書および文書の印刷および配布に係る経費。インデックス・プロバイダーに対するライセンス・フィー、管理会社が規制要件を満たすためのリスク管理システムの提供者またはかかるリスク管理システムに対するデータの提供者に対する報酬、帳簿の維持および日次純資産価額の計算に係る経費（年率0.10%を超えないものとする。）。受益者に対する公告（受益者に対する価格の公告を含む。）に係る経費。ファンドの監査人および法律顧問に係る報酬および経費、その他一切の類似する運営費用、ならびに受益証券の募集および販売に関連して直接発生するその他の費用（ファンド受益証券の販売促進を行う際に使用される上記の文書または報告書の印刷に係る経費を含む。）。宣伝広告に係る経費も請求される場合がある。

(略)

第三部 特別情報**第1 管理会社の概況****1 管理会社の概況****(2) 会社の機構**

<訂正前>

(略)

2018年10月末日現在、管理会社の取締役会の構成員は以下のとおりである。

氏名	主な兼職・役職等
<u>ゲプハルト・ギッセルブレヒト</u>	チューリッヒ クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）エイジー マネージング・ディレクター
ルドルフ・コーメン	ルクセンブルグ 管理会社の取締役
トーマス・ヌンマー	ルクセンブルグ 独立取締役
ダニエル・シエプマン	ルクセンブルグ クレディ・スイス・ファンド・サービシズ（ルクセンブルグ）エスエイ マネージング・ディレクター

<訂正後>

(略)

2019年8月1日時点における、管理会社の取締役会の構成員は以下のとおりである。

氏名	主な兼職・役職等
<u>ヨーゼフ・H.M.ヘヘンカンブ</u>	チューリッヒ クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）エイジー マネージング・ディレクター
ルドルフ・コーメン	ルクセンブルグ 管理会社の取締役
トーマス・ヌンマー	ルクセンブルグ 独立取締役

ダニエル・シエプマン	ルクセンブルグ クレディ・スイス・ファンド・サービ ズ（ルクセンブルグ）エスエイ マネージング・ディレクター
------------	---

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

管理会社、投資運用会社、中央管理事務代行会社、保管受託銀行および一部の販売会社は、クレディ・スイス・グループ・エイジー（以下「関係者」という。）の構成員である。

関係者は、包括的なプライベート・バンキング・サービス、投資銀行サービス、資産運用サービスおよび金融サービスを提供する世界的な組織であるとともに、世界の金融市場の主要参加者である。よって、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、ファンドが投資する金融市場に対して別の直接的または間接的な利害を有することがある。ファンドは、かかる事業活動に関連する報酬を受け取ることとはできない。

管理会社は、独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件に基づくものとして実行される場合には関係者との取引を禁止されない。かかる場合、管理会社または投資運用会社は、ファンドの運用について得られる管理報酬のほか、各金融商品の発行体、ディーラーおよび／または販売者との間で、ファンドのために購入する当該金融商品からの収益の分配を受ける取決めを行うこともある。

さらに、管理会社または投資運用会社は、ある金融商品の発行体、ディーラーおよび／または販売者が関係者の構成員であっても、その取引が独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件に基づくものとしてファンドの最善の利益のために実行される場合には、ファンドのために当該金融商品を購入することまたはかかる購入に係る助言を行うことを禁止されない。関係者の事業体は、ファンドが行う金融デリバティブ取引の相手方として行為する。

関係者がファンドに直接または間接的に投資している場合があるため、潜在的な利益相反または義務の相反が生じる可能性がある。関係者は、ファンドの受益証券を比較的高い割合で保有している可能性がある。

関係者の従業員および取締役は、ファンドの受益証券を保有することができる。関係者の従業員は、自身に適用される個人的な取引および利益相反に関する各方針の条項に拘束される。

業務遂行にあたっての管理会社および関係者の方針は、関係者の各種事業活動の利益とファンドまたはその投資者の利益との間に相反が生じうる行為または取引を特定し、管理し、必要に応じてそれらを禁止することである。関係者および管理会社は、最高水準の誠実性および公正取引に合致する方法であらゆる相反を管理するよう努める。かかる目的において、両者は、ファンドまたはその投資者の利益を害するおそれのある相反を伴うすべての事業活動が適切な水準の独立性をもって遂行されること、およびすべての相反が公正に解決されることを確保するための手続を実施している。

かかる手続には、以下が含まれる（ただし、それらに限られない。）。

- －関係者の事業体の間における情報交換を防止または管理するための手続
- －ファンドの資産に付随する議決権がファンドおよびその投資者の利益のためにのみ行使されることを確保するための手続
- －ファンドのための投資活動が、最高の倫理基準に従い、かつ、ファンドおよびその投資者の利益のために行われることを確保するための手続
- －利益相反の管理に関する手続

管理会社が相当の注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織上または管理上の措置が、合理的な信頼をもってしても、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避することを確保するのに十分でないリスクがある。かかる場合、これらの解決されていない利益相反および下された決定が、適切な方法（ファンドの財務諸表の注記への記載またはインターネット（www.credit-suisse.com）上での掲載等）により投資者に報告される。

＜訂正後＞

管理会社、投資運用会社、中央管理事務代行会社、保管受託銀行、一部の販売会社およびその他のサービス提供者または管理会社の取引相手方の一部は、クレディ・スイス・グループ・エイジー（それぞれ以下「関係者」という。）の構成員である。

クレディ・スイス・グループ・エイジーは、包括的なプライベート・バンキング・サービス、投資銀行サービス、資産運用サービスおよび金融サービスを提供する世界的な組織であるとともに、世界の金融市場の主要参加者である。よって、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、ファンドが投資する金融市場に対して別の直接的または間接的な利害を有することがある。ファンドは、かかる事業活動に関連する報酬を受け取ることはできない。

管理会社は、独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件に基づくものとして実行される場合には関係者との取引を禁止されない。かかる場合、管理会社または投資運用会社は、ファンドの運用について得られる管理報酬のほか、各金融商品の発行体、ディーラーおよび／または販売者との間で、ファンドのために購入する当該金融商品からの収益の分配を受ける取決めを行うこともある。

さらに、管理会社または投資運用会社は、ある金融商品の発行体、ディーラーおよび／または販売者が関係者の構成員であっても、その取引が独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件に基づくものとしてファンドの最善の利益のために実行される場合には、ファンドのために当該金融商品を購入することまたはかかる購入に係る助言を行うことを禁止されない。関係者は、ファンドが行う金融デリバティブ取引に関して相手方および計算代理人として行為することができる。ファンドが関係者を専属的な相手方として取引する場合、関係者との間で締結される金融デリバティブ契約の価格は、最良執行に関する原則にもかかわらず、市場における最良の価格ではないことがあり得、関係者はかかる価格から利益を得ることを、投資家は認識する必要がある。

関係者がファンドに直接または間接的に投資している場合があるため、潜在的な利益相反または義務の相反が生じる可能性がある。関係者は、ファンドの受益証券を比較的高い割合で保有している可能性がある。

関係者の従業員および取締役は、ファンドの受益証券を保有することができる。関係者の従業員は、自身に適用される個人的な取引および利益相反に関する各方針の条項に拘束される。

業務遂行にあたっての管理会社および関係者の方針は、関係者の各種事業活動の利益とファンドまたはその投資者の利益との間に相反が生じうる行為または取引を特定し、管理し、必要に応じてそれらを禁止することである。関係者および管理会社は、最高水準の誠実性および公正取引に合致する方法であらゆる相反を管理するよう努める。かかる目的において、両者は、ファンドまたはその投資者の利益を害するおそれのある相反を伴うすべての事業活動が適切な水準の独立性をもって遂行されること、およびすべての相反が公正に解決されることを確保するための手続を実施している。

かかる手続には、以下が含まれる（ただし、それらに限られない。）。

- －対関係者および関係者間における情報交換を防止または管理するための手続
- －ファンドの資産に付随する議決権がファンドおよびその投資者の利益のためにのみ行使されることを確保するための手続
- －ファンドのための投資活動が、最高の倫理基準に従い、かつ、ファンドおよびその投資者の利益のために行われることを確保するための手続
- －利益相反の管理に関する手続

管理会社が相当の注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織上または管理上の措置が、合理的な信頼をもってしても、ファンドまたはその受益者の利益を損なうリスクを回避することを確保するのに十分でないリスクがある。かかる場合、これらの解決されていない利益相反および下された決定が、適切な方法（ファンドの財務諸表の注記への記載またはインターネット（www.credit-suisse.com）上での掲載等）により投資者に報告される。